

会 議 録 目 次

平成 1 5 年第 7 回海田町議会 9 月定例会（第 3 日目）

平成 1 5 年 9 月 1 2 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 31 号議案	工事請負契約の締結について（海田小学校給食室建設 その他工事）……………	3
日程第 2	第 32 号議案	安芸郡町村税等滞納整理組合の解散について……………	5
日程第 3	第 33 号議案	安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の承継 並びに決算の審査及び認定について……………	8
日程第 4	第 34 号議案	海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	1 0
日程第 5	第 35 号議案	平成 15 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）……………	1 1
日程第 6	第 36 号議案	平成 15 年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	2 5
日程第 7	第 37 号議案	平成 15 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 7
日程第 8	発議第 9 号	「防衛庁を防衛省に昇格させること」の早期実現を求 める意見書（案）……………	2 8
		（閉 会）……………	3 0

平成15年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成15年9月10日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月12日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (19名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (19名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 河 野 道 昭

17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|--------------|-----|-----------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 | 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 建 部 | 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 | 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事 (福祉保健担当) | | 因 幡 忠 志 |
| 財 政 課 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 税 務 課 | 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 | 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 | 長 | 貝 原 陽 子 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 セ ン タ ー | 所 長 | 臼 井 真 |
| 建 設 課 | 長 | 児 玉 正 克 |
| 教 育 | 長 | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 | 長 | 山 本 義 彦 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 | 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 | 長 | 木 原 正 博 |

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長                      園 山                      純

主                      査                      濱 吉 計 守

主                      査                      中 下 義 博

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第31号議案 | 工事請負契約の締結について（海田小学校給食室建設その他工事） |
| 日程第 2 | 第32号議案 | 安芸郡町村税等滞納整理組合の解散について |
| 日程第 3 | 第33号議案 | 安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について |
| 日程第 4 | 第34号議案 | 海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 第35号議案 | 平成15年度海田町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 第36号議案 | 平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 第37号議案 | 平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 発議第 9 号 | 「防衛庁を防衛省に昇格させること」の早期実現を求める意見書（案） |

これより質疑を続行いたします。昨日の西山君の質疑に対する答弁からお願いいたします。財政課長。

○財政課長（内田）給食室の実施設計をした業者でございますが、栄総合設計株式会社でございます。給食室関係の設計の実績につきましては、佐伯中学校給食室改修ランチルーム新築工事、また、豊平町学校給食センター建設工事、豊平中学校給食施設改修工事、また、国泰寺中学校ほか3校給食配せん室整備その他工事等、実績のある会社でございます。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）平面の配置計画につきましては、保健所等の指導によりまして計画を練ってまいりました。敷地の中で一番よい動線を研究し、決定したもので、今議会に提出した配置計画が最良のものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）ほかに。多田君。

○5番（多田）工期のことでお伺いしたいんですが、これは、工事はいつから始まるんでしょうか。というのが、23日が運動会の予定になっておりますが、それと重なってはちょっとまずいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）運動会以降に工事を着手するように今、工事工程表については指導したいと考えております。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）あそこは子どもたちが渡り廊下を渡って、今は勤労青少年体育館ですが、あそこへ行くようになっているんですが、工事中は仮通路みたいなのができるんですかね。壊すのが先でしょうから、その辺はいかがですか。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）解体の以前に仮設通路をつくってまいります。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）住吉です。私はいつもこんなことを聞くんですが、6ページのところで昨日説明を受けたら、中の炊飯器とか牛乳保冷庫というものも含んだ落札価格なんですね。中にある全部含んでおりますね、什器というか。組んでおるんですね。それを聞いておいて、そのものを含めないで、建物本体が285平米、あるいは廊下とか、ほかの建物がありますけど、すべて含んだら422平米余りあるんですね。この本体だけが285平米あるんですが、中のそういういろんなものを除いて、建物本体だけは何ぼなのかと。それで、それは坪当たり単価が何ぼかということ。非常に坪当たり高いのをこの前もやられ

た例があって、文句を言うたんですがね。業者まで文句を言うたんです。それを教えてください。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）建築工事本体のみについては約4,000万。

（「坪単価は何ぼになる」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）約50万弱です。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）坪50万弱というと、非常に安いんですね。これほど立派なものを建てて安いというが、今の児童館を西海田へ建ててもらったときは、拡声機だけ中へつけ足して71万もかかっておるのに、50万というのは非常に安いような気がするけれども、これは平米じゃないだろうね。坪で50万。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）坪でございます。これは、構造が鉄骨構造で、ほとんど中の仕上げ等も含めて、あんまり高価なものになっておりません。そういうことで坪単価が下がってきたんだと思っています。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第2、第32号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第32号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散について。市町村合併の進展により構成町が減少することから、今後組合を維持することが難しくなるため、安

芸郡町村税等滞納整理組合を解散するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝） それでは、第32号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散についてご説明いたします。地方自治法第288条の規定により、平成15年12月31日限りで安芸郡町村税等滞納整理組合を解散することについて町議会の議決を求めるものでございます。当組合は、地方税の滞納整理を共同処理により効率的な税收確保をすることを目的として、昭和31年6月に一部事務組合として設立され、以来、今日まで構成町の滞納税金の解消に取り組んでおります。しかしながら、近年の合併問題の進展により構成町は減少すると見込まれ、今後組合を維持することが難しくなるため、組合のあり方について検討された結果、組合を解散することで協議が調いましたので、平成15年12月31日限りで組合を解散するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山君。

○8番（西山）行政報告の中で4名の職員さんが陸地部に1名ずつ配置という報告を受けただけですけど、身分はどういう身分で各自治体に配置が決まったんでしょうか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）組合の職員4名についてでございますが、ご報告を申し上げたとおり、陸地部4町でということでございます。それで、この組合を解散する場合、その処遇について最も重要なことは、合併特例法を受けまして全県的に市町村合併という、関係地方公共団体の都合によります解散でございます。そういうことで、当該職員の身分の保障を図り、できる限り組合の解散に伴う不利益な変更をもたらさないよう配慮する、これが第一でございます。そういうことで、それを踏まえまして陸地部4町のほうで引き受けるということでございます。それで、地方公務員法の第17条第5項に地方公共団体の都合による職員の特例というものがございまして、この規定に準拠いたしまして、まず、地方公共団体の当局の都合によって離職したものであるということ、その採用については優先的に取り扱うことが道理にかなうということ、そういうことを踏まえまして一般事務職で採用するというような手続きをとらせていただいております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）滞納整理組合が解散をするということになれば、今までやっておった事

務は、例えば海田町が広島市に合併をするという想定ですが、もししなかった場合は町単独でその事務を執行することになるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）町単独で執行することになります。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）そうした場合に、先ほどから出ております、不公正な面があったり、あるいは職員の増員を考えたりというような問題が出てくるわけですが、その点については、事務の執行に対して今までにも管理職が滞納整理するためにいろいろ努力なさっておりますが、専門的にそれをやるというのが抜けてくるんだというように思うんですが、これについてはどうですか。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）今までも、滞納整理組合だけに任せておるのではなく、町の職員も滞納整理組合の職員と団結しまして、例えば毎月、収納連絡会議というのを開きまして、その中には滞納組合の職員も入っております。それと連携を密にして、やっております。ですから、それを今までの実績を踏まえて、さらに滞納整理組合の調査項目等をもっと緻密にやって実行していきたいと思います。現体制でやっていきたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）何か今までの滞納整理組合があんまり働いていないような、今、答弁を受けたんですが、本当にこれが解散をした場合に、事務執行に当たって、例えば決算上の問題で大きく開きが出てくるとかいうようなことが、不用額が出てきたり、滞納整理で収入未済額が増えたりというようなことが即通じるのではないかというように思うんです。町長の方針どおり合併をすれば、それは広島市のそういう財務の中で対応されると思いますが、しかし、まだ合併とは決まっております。議会のほうも流動的でありますので、この解散について本当に事務に支障を来すのではないか、このように心配するんですね。その点はどうか。先ほどもあったけれども、そういう気が、ちょっと心配でならんのですが、いかがですか。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）滞納整理組合につきましては、設立当初は滞納件数も少なく、専門のスタッフで滞納整理をやっていくということで非常に効果があったわけでございます。今は効果はないかということでございますが、そんなことはありませんけど、町のほう

もその後、職員の研修、いろいろ専門職も育ててまいりまして、今、収納体制は4名でやっておりますけど、この体制で、滞納整理組合がなくなっても十分対応はできると、そのように考えております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第33号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の継承並びに決算の審査及び認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第33号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の継承並びに決算の審査及び認定について。安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の継承並びに決算の審査及び認定は、江田島町が行うことを定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、第33号議案、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について、ご説明いたします。安芸郡町村税等滞納整理組合同規約第9条の2の規定により、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関し、次のとおり定めることについて町議会の議決を求めるものでございます。

協議事項でございますが、事務の承継につきましては江田島町が承継するものです。内容といたしましては、1、解散による決算後に生ずる繰越金としての歳計現金、2、予算に属する未収入金として、平成15年度地方公務員災害補償基金精算による還付金、また、未払金として平成15年度共済組合職員に係る基礎年金拠出金に要する費用の公的

負担金、3、別紙公用文書類、4、その他事務となっております。

次に、旧管理者から承継された決算についての審査及び認定は江田島町において行うことと定めるものでございます。

施行期日は平成15年12月31日です。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）最初に、事務の承継、議長は継承と言う、町長も継承と言う。あなただけ承継と言う、その意味を教えてくださいんですが。

それと、あわせて、事務所は今どこにあって、だれが管理者なのか、これをお尋ねします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）事務の承継でございます。

○議長（河野）間違っております。税務課長。

○税務課長（畝）事務所は安芸郡町村会内です。管理者は海田町長でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）管理者が海田町長なのに、何で江田島がそれを引き継ぐことになるんですか。江田島は解散をしないという主張を重ねておるんですか、お尋ねします。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）これにつきましては、滞納整理組合議会のほうで諮られまして、陸地部のほうで職員を引き継ぐということで、島嶼部のほうでそういう承継団体をとということで決定されたものでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）それじゃ、そこに書いてある財産ですね。財産はどの程度あるんですか。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）これの承継の事務でございますが、解散後、支払事務が一部残ります。

支払事務というのは職員の手当ですね。公務災害とかいろんな手当の支払い等が一部残るので、その調整と、あと、決算を処理しなければならないということで、その決算の事務をやるということでございます。財産については、解散前にそれぞれの該当する町村で引き継ぐということで、何がありますかといいますと、職員の退職手当の基金を持っております。職員のそれぞれの町村へ採用する職員について案分して、財産は解散

前に引き継ぐようにしております。それから、備品関係は町村会へ譲渡する。ロッカーとかパソコンがあるようですが、それは町村会のほうに譲渡するということになります。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第34号議案、海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第34号議案、海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について。地方自治法の一部改正に伴い、引用条文に係る規定を整備するため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案10ページの第34号議案、海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料5の新旧対照表もあわせてご覧いただければと思います。この改正は、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもので、改正の内容は、地方自治法第158条が改正となり、部設置の根拠が同条第7項から第1項に変更となったことから、新旧対照表にもありますように、海田町部設置条例第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改めるものでございます。

なお、施行月日は公布の日とするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第35号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第35号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第2号）。平成15年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、町道137号線・176号線道路改良事業費等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,406万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ107億84万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第35号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料6の平成15年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明をいたします。資料6でございます。

3ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の福祉医療費の繰出金でございますが、老人保健特別会計における高額医療費支給費が当初見込みを上回ったことにより、一般会計からの法定負担分50万6,000円を増額するものでございます。次に、児童福祉費の児童福祉総務費の委託料でございますが、広島県の子育てサポート・センター設置促進事業補助金を活用して、一時預かりや送迎などの育児サービスを地域の会員相互組織で実施する子育てサポート・センターを海田町シルバー人材センターに設置するための委託料として114万円を増額するものでございます。次に、衛生費の保健衛生費の環境衛生費の負担金補助及び交付金でございますが、小型合併処理浄化槽設置事業補助金の申請が当初見込みより多かったため、2期分の補助金93万円を増額するものであります。次に、農林水産業費の農業費の農地費の工事請負費でございますが、三迫3丁目地内農水路改修工事として200万円を増額するものでございます。4ページをお願いいたします。

土木費の道路橋りょう費の道路維持費の工事請負費でございますが、町道11号線道路補修工事、町道150号線外道路横断側溝補修工事及び町道196号線道路舗装補修工事の工事費として1,830万円を増額するものでございます。次に、道路新設改良費の工事請負費でございますが、町道137号線及び176号線の道路改良工事として1,270万円を増額するものでございます。補償補填及び賠償金につきましては、町道137号線・176号線道路改良工事に伴う電柱移設費として100万円を増額するものでございます。次に、教育費の中学校費の学校管理費の負担金補助及び交付金でございますが、海田中学校の陸上部、吹奏楽部などが中国大会や全国大会、また、第18回国民文化祭やまがた吹奏楽の祭典などに出場するための生徒遠征費補助金として681万9,000円を増額するものでございます。次に、5ページの社会教育費のふるさと館費の共済費と賃金につきましては、ふるさと館に勤務する職員が出産休暇及び育児休暇を取得する予定のため、臨時職員の賃金と、それに伴う労働保険料等の共済費としてそれぞれ6万8,000円と60万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫補助金の衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金につきましては、小型合併処理浄化槽2基を新たに設置することに伴う補助金として31万円を増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金の民生費補助金の児童福祉費補助金につきましては、子育てサポート・センターを海田町シルバー人材センターに設置する子育てサポート補助金として114万円を増額するものでございます。次に、衛生費補助金の保健衛生費補助金につきましては、小型合併処理浄化槽2基新たに設置することに伴う補助金として21万7,000円を増額するものでございます。次に、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、207万7,000円を財政調整基金から繰入れるものでございます。2ページをお願いいたします。繰越金でございますが、前年度繰越金として3,882万8,000円を増額するものでございます。諸収入の雑入の国民文化祭出場助成金でございますが、海田中学校の吹奏楽部が第18回国民文化祭やまがた吹奏楽の祭典に参加することに伴い、第18回国民文化祭米沢市実行委員会及び県民文化祭広島実行委員会からの助成金として149万6,000円を増額するものでございます。

次に、議案のほうをお願いいたします。35号議案でございます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,406万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億84万円とするものでございます。以上で、平成15年度海田町一般会計補正予算（第

2号)の説明を終わります。

○議長(河野) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田君。

○12番(前田) 12番、前田ですが、説明書の3ページ、小型合併浄化槽、これは供用開始しておるんじゃないか、なぜ今ごろ合併浄化槽が要るのかということでお聞きします。

○議長(河野) 保健センター所長。

○保健センター所長(臼井) 小型合併処理浄化槽の補助金につきましては、現在、下水道の認可を受けていない地区について小型合併処理浄化槽を設置される方に対する補助金でございます。現在、東地区であるとか、三迫の3丁目とか、そういった地区がまだ下水道の認可区域になっておりませんので、そこに設置される方に対する補助金でございます。

○議長(河野) 前田君。

○12番(前田) これは従来40万じゃなかったんですか。2基ということで今説明を受けたような気がするが、93万円。従来40万だったように記憶しておるんですがね。

○議長(河野) 保健センター所長。

○保健センター所長(臼井) 今回補正をさせていただきますのは、人槽によって金額が違っておりまして、6人槽から7人槽を設置される方に対する41万1,000円と、8人槽から10人槽を設置される方に対する補助金51万9,000円の合計を補正させていただいております。

○議長(河野) ほかにございませんか。佐中君。

○16番(佐中) 佐中です。同じような中身ですが、東と三迫の2丁目・3丁目については平成17年度で下水道が設計をされる、その時点から考えるという説明を私も受けて記憶にあるんですけども、そうなれば、今、平成15年ですね。四、五年で下水道が、早ければ完成するということになるんですが、住民に対する小型合併処理の問題で、四、五年待ったらいんじゃないか、処理をしなくても、というような指導がなされてもいいのではないかとこのように思うんですが、その点はどうかということにお尋ねをするんです。

それから、もう1つは、財政調整基金を取り崩して、わずかですがね、207万。あと、9月末の現在でどのくらいあるのか、お尋ねします。

○議長(河野) 保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）下水の認可区域の拡大につきましては、下水道課のほうで現在、町内全域を認可区域にするということでの計画が進められておると思いますが、認可区域になりましても、すぐすぐ下水道が延びるということではございませんので、その間のつなぎの措置としての小型合併処理浄化槽の設置をされる方がいらっしゃいますので、それに対する補助ということです。ちなみに、町内全域が認可区域になった場合は、認可区域は小型合併処理浄化槽の対象になりませんので、その認可区域になった時点で、この補助金は実質的には交付がなくなるということでございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）9月末の残高でございますけれども、今回の207万7,000円を崩しまして約14億2,000万余りになってまいります。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）合併処理の問題ですね。今、申請があったのが東と三迫2丁目・3丁目という話がありましたけれども、今の下水道の方針ですね。私がさっき言いましたように、17年度で大体あそこが計画の対象になると。あそこから、17年度ぐらいから決めていくということですが、じゃ、あの地区は大体いつごろになるのか。私が言うのは、四、五年待ったら下水道ができるから、今、むだなお金と言うたらちょっとおかしいけれども、そういう不必要な金が出ていくような、そういう、制度上そうせざるを得んかもしれませんが、しかし、もうちょっと待ったらそうじゃということが言えると思うし、それが親切な行政じゃないかと思うんですね。特に、合併がどうのこうのと言われたら、下水道のそういう工事が早く済むような宣伝をおたくらはされるわけですが、そこら辺も含めて、もうちょっと親切な情報を流してあげたほうがいいのではないかというような気がするんですね。その点をお尋ねするんです。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）今まだ認可をとっていない地区につきましては、現在、平成15年度に事業認可をとるべく、今、準備をしております。ですから、今から始まりますと、16年度からは工事が進めていかれるという状況になっております。ですから、今の計画でいきますと、事業認可をとるときに約5年間ということによってまいりますので、16年度からスタートすると、20年ぐらいまでにはほぼ、順調にいけば、やっていこうという計画にしております。

次に、合併浄化槽との関係なんですけれども、今も説明がありましたとおりなんです

けれども、建築される方がどうしても浄化槽ではなくて合併浄化槽にしたいという相談がありますから、それは合併浄化槽にさせていただいたほうが水質がいいわけですから、それでやってくださいということです。逆に言えば、合併浄化槽を設置することによります補助金の交付が受けられるということで、浄化槽ではなく、合併浄化槽を設置されるという方もいらっしゃいます。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）合併処理の件で1つ確認させてください。今まで、この合併処理浄化槽の補助金の補正が出たことがあったかというのを1つだけ確認。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）この合併処理浄化槽の補助金につきましては、今まで補正で増額したことはございません。どちらかと言えば、予算をすべて執行できないような状況のほうが多かったんですが、最近はやっぱり環境に対する意識といいますか、浄化槽をつけるという意識が多くなってきたんだと思いますが、問い合わせがかなり来ておりまして、現在も既に2件の問い合わせが来ましたので、この補正予算を組ませていただくという形でございます。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）私の記憶違いかもしれませんが、この合併処理の補助金なんですけれども、いわゆる、言葉が悪かったら、早い者勝ちというか、年度当初予算を何基か組んでいますよね。それをもう使い切ったら、これは16年度というふうに聞いていたんですよ。増やしてあげることはいいいことなんだけど、じゃ、これ、例えば今年度中ですよ。まだ、申請が今2件あると言われたんですけれども、これ以外の2件ということでもいいんですかね。では、これ以上にまた申請が来れば、12月議会で補正予算で対応してもらうことは可能なかどうか。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）当然、年度内に完成しなければいけないという条件が出てきておりますので、その条件等の聞き取りをして対応を考えさせていただきたいと思います。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）どうして年度内に完成せにゃいけないの。今までは、予算があったら、予算以外に多かったら来年度に回しておったじゃない。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）これはあくまでも会計年度の原則ですので、今年度の予算は今年度ですべて終わらないと、事業完了がしないと支払いができないということです。今年度の予算はあくまでも今年度中に完成していただかないといけないということです。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今年度の予算と言って、補正をつけての、補正じゃなしに最初の予算があったでしょうが。当初予算ね。えっと要るから補正をつけたんでしょう。それじゃ、今までは早い者勝ちで当初予算で、それ以上あった分は次の年へ繰り越したでしょうが。そこを言いよるんですよ。そうじゃけえ、このたびだけなぜ特別な処置をとってかということよ。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）これにつきましては、今年度当初予算で240万3,000円ほど当初予算を計上していたんですが、これが今までにないペースで、実は7月時点ぐらいで全額を使い切りましたので、それで、今までにつきましては、先ほどもお話をしましたが、当初予算で計上していたものを必ずしも全額使っておらない状況があります。それと、ぎりぎりできそうなものについては、補正予算を組まずに、できれば翌年度に回していただけないかという指導はさせてもらっておるかもわかりませんが、基本的には年度内のものについては年度内でということで考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）そうじゃなしに、一般の質問のときに、これは多かったら多くするかと言うたら、早い者勝ちで、予算があったら次の年へ繰り越しますよという説明じゃったから、私が言うちょるんですよ。予算のときに。今まではなかったのに、何で急きょこういうことにやられましたかと言うんです。ほんじゃ、今からでも、例えば6基あって、6基まだどうのこうのじゃけん、今申しちよったほうがええよと、町民がそういう意見を持って6基申請した。また、宮坂さんが言われるように、12月にまた補正予算を組んで。なぜ、そういうことを急きょやられるかということ、その根本的な理由を。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）先ほどもご答弁申し上げましたとおり、要望がございましたものについてはできる限りの対応をしていきたいと思っております。ただ、これにつき

ましては国の補助金、県の補助金等もつく部分がありますので、国・県等の対応も考えて、相談しながらの予算計上をさせていただきたいと思います。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）そうじゃから、急きょ出たら、国・県のことがあっても、今じゃったら、なぜか知らんのじゃが、今までは国・県のことがあるからできんと言われて、このたびは国・県のことあっても今じゃったらできると。その根拠はどこにあるかということですよ。ほんじゃ、何でもそうですよ。何でも今までは予算執行上、予算がどうのこうのと言うて補正までつけて、住民のために。どうしてもせにやいけん主なことやったら、それはしてくれちゃったかわからんのじゃが、少々のことやったら補正まで組んでやってくれちゃいないんでしょうが。そこを言いよるんよ。どうですか。これは建設も絡んでおるんじゃない。建設も言おうかと思うんじゃが。これだけの工事を出して、なぜ、これを急がなきゃいかん。来年度予算に回して……。急きょええことじゃないんですか。なぜ、これを急きょやらにやいけん、どこにそういう根拠がありますか。

いやいや、ほうじゃけん、皆、今言われるから、一般会計予算で、今までの予算審議のときには、それ以上あつたらどうしますかと言うたら、それは次の年に繰り越しますと。多目にとっちよるから。それは、人間の命や何じゃにかかわることやったら、それは補正を組んでやらにやいけんですよ。ほいじゃ、この箇所を見て、たちまち早くせにやいけん。いやいやいや、これを見ても、なぜ補正までしてやらにやいけんか。こういうことは最初からわかつちよることじゃないんですか。その点、だれか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）なぜこの時点で補正をやらなければならないのかという話でございますけれども、私は、住民からの要望等があつたら、できるだけ速やかにやっていきたいという基本的な姿勢を持っております。したがって、今回出てきたものについては住民からの要望等があつて補正を組ませていただいたというものでございます。必要に応じて対応していくという姿勢のもとで今回の補正を組ませていただきました。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今までの予算、私は決算特別委員会でもありますから、言いますが、今まで浄化槽の200何万かを追加して、基金まで取り崩して誠意を持ってやってもろうたというような実績というものは過去にえっとないんです。えっとえっと必要なようなことでも、それじゃ、皆が言うから、基金を取り崩して、町長、温水プールが欲しいけん、

基金があるけん、基金を取り崩して何とかやるような計画を立ててみようかとか、そういう考えもなかったのに、浄化槽の200何万ぐらいを基金を取り崩してやらんでも、何ぼでも残ったこの一般のあれであるんじやが。そういう入札残や何じやかんじや一般会計にあるんじゃないですか。それじゃ、何で回さないのですか。基金まで取り崩して。入札残がこのたびまた1個出ちよるでしょうが。出るでしょうが。まあ、あんたらは裏のどうのこうのしておるけん、入札残はないと言われりゃ、それは見積もりが正しかったか何が正しかったか知らんが、これだけやっておるけん、入札残もあるはずない。そこらを調整して何でできんかったか。助役、どうですか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）1つ、今回の先ほど質問されました合併浄化槽に伴う不足に基づいて基金を取り崩したわけではなく、あくまでも今回の9月補正におきましての財源不足を手当てしたのは前年度繰越金と、それに、また不足しましたので、財政調整基金、これは財政上、不足した場合に対応できる基金でありますので、その基金を取り崩して予算措置をしたものでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっと待ってや。ほんじゃ、ここ……。もう言うてもあれじゃけん、執行残や何じやかんじやがまたあるんじやで、またこれはあれせにやいけんのじゃが。この工事箇所の6ページ、いいですか、建設部長さん、建設課長さん、ここへ4メートルの道路が80メートルというて書いてありますが、私、これは何回も役場へ陳情に行きましたよ、役場へ。役場というたら、おたくじゃけんの。そうしたら、戸口が4メートルにならんから、これはできませんと。途中からでもええ、アスファルトをやってくれえやと言うた。境界がきちっとできませんから、できませんと言うて何年投げてあったんよ、この工事は。そうじゃから、私が一般質問でも言うたように、管理職というものは即判断が必要で、できませんと言うたのがここできるとなったわけを言うてくださいや。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）資料番号6の町道176号線の道路改良工事についてなんですけど、関係地権者との用地交渉の結果、取得のものが調ったということで一応計上させていただいております。しかし、今言われたように、一番最初の方については今後とも用地交渉を行っていききたいと。その場合においても、現在でも3メートルの幅員構成がとれるとい

うことで、奥については4メートル、全員の方の了承を得ているという中で道路の改良を行って、新開蟹原線に接続する道路として磯田道との整備に当たりたいということで緊急に予算計上させてもらったものです。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）だから、私が何年か前に言うたら、この入り口の交渉ができんから、私も知っていますよ、交渉ができんから、奥だけはできんと。皆話がつかんかったらやりませんと言いつたじゃろうが。そういうふうになんて断られたんじゃないんですか。なぜ急に、ほんじゃ、一部が交渉できんかって、できるんですか。ほんじゃ、私が言うた、下水道工事をした後すぐに何でやらなかったんですか。そのときにでも交渉はできておったんですよ。ただ戸口の3メートルができんかったただけであって。なぜ、そこらをきちんと説明されるんですか。そうでしょう。当時はあんたが課長じゃなかったんよ。ほうじゃが、できませんと言うて、なぜ今になって、ほんじゃ、できると言うて。それは物事、最初から役場……。あんたらね、だから、管理職というものはマニュアルに従ってやるのか、こういう事例をつくって、じゃ、戸口はいけんが、戸口を残して奥をやってくれと言うたら、やるんですか。やらんのでしょうか。条件が調わんかったら、今まではやらんのでしょうか。なぜ、こういう特別な措置をとられるんですか、今から交渉して。今から交渉して、なるわけないでしょうが。あなた方は皆、知ったふりして、やるやると言うて。ならんから、私は言うちよるんですよ。地元の人がどういう性格で、絶対だめか、絶対ええか。あなたらよりは多分よく知っていますよ。それをなぜそういう言い訳とかをされるんですか。ほんじゃね、最初のここ1メートルほどはいつ、けりがつきますか。いつ、けりがつかんような、今からいつまで交渉するんか知らんのじゃが、絶対こうやったら、絶対交渉行っちゃないんですよ、もう。行きや怒られるんじゃけん。ブロックはついてあろうし。そこらを考慮して何でやらんのですか。あんた、笑うちよったってだめでえ。どうですか。もとの課長に聞こうか。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）確かに、議員の言われるように、非常に難しい問題だろうと思いますけど、誠心誠意努力して、なるべくなら、この工事の発注というか、工期内にはどうにかしてやっていきたいと思っていますけど、なかなか、相手がおることですから、とにかく、用地の寄附行為に応じてもらえるように、努力していきたいということでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）そんな、私が言う、マニュアルも道理も何もない。一般質問でも出したんじゃがね。今後気をつける、気をつけると言われますが、やっぱりそういう基準があって、基準をクリアしておらんかったら、どういう理由で、今後、どういう対策があって、そういうやっぱりきちっとしたけじめを、計画を立ててこういうところでも出されんかったら私は間違いじゃと思います。片方じゃ、すすすすすすって、片方じゃ、私が、寄附してくれるんじゃから、すぐやりなさいと言うのに、ぐつぐつぐつぐつと言うて半年以上も投げておって。工事の方法はいろいろあると私は十分言うちよるでしょうが。それを半年も投げておって、ああ、できませんじゃ、へったくれじゃと言うて、地主に先に行くような、そういう不親切なことがありますか。だから、私がここですうんでしょうが。片方やったって、片方じゃできんと。できんのなら、できんで、即現場を見て言われるのが当然じゃないんですか。町長、どうですか。皆、救急車も入っておらんような困っておるところを人が寄附してやると言うたら、半年も投げて、そういうものの回答がありますか。どうですか、町長。町長室まで言うたんじゃけん。町長の考えはどうですか。町民が喜ぶことやったら、これこそ基金を取り崩してやらにゃいけんのでしょうが。どっちが大切ですか。人の人命に、救急車が入らん。救急車が入って6メートルの道にするなら、どちらが大事ですか。町長、どうですか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）確かに人命救助、これが一番大切なことであろうかと、こういうふうにまづ思います。思いますけれども、ただ、この場合は道路の問題で、崎本議員が先ほどから言われるように、やはりしっかりしたマニュアルを持って、公平であるか不公平であるか、あるいはその道路が、人命を尊重するがために、その理由が明確にして、そして、それを施工ができるというような、いろんなケースをしっかりと確たるものを持っておらんといけんのじゃないかと思います。そうしないと、今言われるように、あそこは人命を重視するためには道路のことよりは人の命を大切にしろ、あるいは、それよりは道路をやはり日常の皆さん方の生活利便のためにしっかりとマニュアルを持って、定めたものの基準を持って、それをしっかりと不公平のないような施工をしていく。もし、それを曲げることがあるなら、それだけの理由が明確にどなたにも説明ができるようなマニュアルをしっかりと持ってやるべきだと、こういうふうに思っております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）そうじゃから、物事を、協力があつた場合、議員の皆さんでもだれからでも陳情があるでしょうが。陳情というか、こうしてくださいという。なぜ早く、いいですか、管理職、管理職の方は早く、できるかできんか決断を出して、それは4年も5年も待って、だれかほかの者が頼みに来たら、はい、やりますじゃ、それじゃ納得できないでしょうが。そこを言いよるんですよ。まだ言いましょうか。これ、だれがやったらできたか。知っておって言うんじゃけんね。あんたらもごまかしてもしようがないんよ。だから、町民のためになることやったら、率先的にやっぱり現場へ出て、どうすればええんか、その決断を早くせにゃいけんということを言うておるんですよ、町長。できるかできんかを半年もやって、交渉しました、交渉しましたじゃいけんでしょうが。工事のやり方であつたら、私らは何十年もやっておるんじやが、こういうやり方もある、ああいうやり方もあるとわかっているから言うんですよ。そこらはどうですか。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）用地取得につきましては日々職員が努力しておるわけですが、非常にそれぞれの個別の事情によりまして難しい問題があります。これらを解消するためには、ご指摘のように、地元の方々の情報を的確につかんで早く動くということがやはり大切なことだというふうに思っております。このたびご指摘いただきましたことにつきましても、その点が十分ご指摘のとおりだというふうに理解しておりますので、今後とも、できるだけ地域の方々の実情、状況を速やかに把握しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）崎本さんが今、方向転換されたから何ですが、小型合併処理槽のことについて、確認を含めて質問します。先ほど当初予算のときは、確かに繰り越しができますと。残が出るからできますということの説明があつたわけです。繰り越しができるというのは、繰越明許費でちゃんと手続きがあつて繰り越しすることができるんだと思うんですよ。補正予算になると、今の説明では、年度内に完了するような条件でもって審査の上、決定しますと。だから、年度内に施工して、繰り越しはあり得ないみたいなことの話があつたんですね。まず、どっちが正しいんですか。補正の場合には繰り越せない。今、宮坂さんが質問なさったことに関係するんですが、それは、せっぱ詰まってくると、条件に合っているかどうか調べた上で許可するかどうかということになるのかどうか。それで、許可しておいて工事ができなくても、繰り越し手続きができるのかど

うか、その辺がはっきりしないでしょう。どっちがどうなのか、わからんじゃないですか。関連質問でやればよかったんでしょうけど、その辺はどうなんですかね。どっちが正しくて、どっちが間違っていたのか。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）ちょっと私の説明不足だったのかもわかりませんが、あくまでもこの補助金というのは、当初予算であろうが、補正予算であろうが、会計年度独立の原則ですから、年度内に完成していただかなくてはいけないということでございます。先ほど繰り越し云々という話が出たものは、要は、年度の終わりになって申請があったものについては翌年度になって申請をしていただいて、翌年度の補助金という形で処理をするような申請手続きをしてくださいという意味でのことです。あくまでも、当初予算にしても補正予算にしても、年度内に完成してもらわなくてはいけないということでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）要らんことを言わなくても、結局、当初予算のときの説明は間違っていましたと言えいいんでしょう。そういうことなんでしょう。補助金の制度からいって、それはあり得ないことを言ったんですよ、あなたは。あなたかだれか、当初予算のときはそうだったんです。そういう説明があったんですよ。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）私は説明の中で今の説明をしたと思っておりますが、もし、そのような受け取られ方をされたのであれば、先ほど言いましたものが本当でございますので、そのようにさせていただきます。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）工事箇所図の2番ですけど、窪町の花都川沿いの道路に亀裂がひどく入っているから補修されるんだろうと思うんですが、確認します。ここの花都川のいわゆる堤防護岸、これは県がもう補修済みなんではないかというのを聞いてみたいんですが。というのは、上を直しても、パイピングして土が流れていって、また亀裂が起きます。これじゃ、何年もつかわからんわけですよ。その確認です。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）護岸の改修が済んでおります。ですから、今の擁壁を新規に直せば、十分にいわゆる転倒防止になるという考えをしております。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）この工事を、ここで出されるようにしてありますけれども、県がこれを改修されたときに、あわせてこういう交渉はできなかったんですかね。それを聞きます。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）この花都川の区域については普通河川で、町が管理することになっております。それで、13年度に町が施工しております。そういう関係上、今年度というか、緊急に、転倒の危険性が出てきたという中での改良工事をお願いしております。

○議長（河野）ほかにございますか。前田君。

○12番（前田）説明書の一番最後、5ページということで、ふるさと館の臨時職員と、こういうことなんです、本雇いのほうで幾らか、いわゆるマイナスが出てくるんじゃないかと思うんですが、それが出ておらんわけですが、休む職員については満額支給するのか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）産休、育休でございしますが、これにつきましては、産休が3カ月、育休の場合は3年を限度に休暇がとれるようになっております。その人件費でございしますが、これにつきましては、その休みの幅といいますか、日数等々は全体の中で調整をさせていただいております、給与に関しましてはですね。そういうことで。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）今のは答弁じゃないよ。だから、その執行せんものがあつたとしたのなら、その分が減で上がってこないけんということを言うのとるわけよ、人件費の中で。支給を上げておるが、その余ったやつの方の減が出ておらんから言うておるので、くだらんことばかり。ちゃんとした答弁をしてくれにや困るよ。

それと、1つ、ついでに、課長、要望しておきますが、これは要望でいいです。今のダイアパレスが出ておりましたが、あれは駐車場を整備するようなものだから、駐禁の札ぐらいは立てにやいけんのじゃないかと思うので、これは要望でいいです。

○議長（河野）最後の分が要望で、初めの分は質問。総務課長。

○総務課長（久保）今の賃金の関係ですが、当然、休まれるわけですから、減ってまいります。それを全体の中で、12月の補正の中で整理をさせていただきたいという、年度内に整理をさせていただきたいということでございます。

○議長（河野）ほかにございますか。住吉君。

○ 1 3 番（住吉）今の道路の工事とか、補修工事等、これの優先順位はどうなっておるのかということをひとつ。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）このたびの補正につきましては、緊急性を要するものを重点的に行っております。そういう関係上、いわゆる道路整備計画の中での優先順位としては緊急性が1番ということで上がってきたものでございます。

○議長（河野）住吉君。

○ 1 3 番（住吉）補正まで組んで優先順位を考えてやっておられるんだけど、当初予算で組まれた道路で舗装をお願いしておるけれども、非常にできていない。その予算のときに町長にお願いしたはずなんです、1週間ほど来て、通学・通勤のときにあの尾崎川の周辺の道路を見てくださいと。朝、高校生が自転車で高校に通学する。通勤の車がどんどん通ると。危ないと。舗装ががたがたであると。自転車が転んだら、どうするんですか。そういう危険なところをやはり予算が組んであるものを早くやると。補正も大切だが、そういうことを考えておるのかどうか。私は町長にやかましゅう言うから、遅らせちょるんかなと思うとるんですがね。ほかのところをやっておるのに、全然やっていないんです。それより早くあそこの歩道も広げなさいと言うんだが、危ないから。歩道もなかなか進まん。舗装は全然進んでいないんですよ。がたがた。どんこどんこ通るよ。一番悪いと思う、状況が。どうなっておるのか、お答えください。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）現在、歩道については河川協議を済ませて、今、設計にかかっております。それで、今言ったように、歩道等において道路も掘削いたします。それと同時期に行うように今、計画を立てておりますので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

○議長（河野）住吉君。

○ 1 3 番（住吉）それが遅いということを言っておるんよ。補正まで組んでやるんだから、予算にあるものを優先順位を考えておるのかと。ほかのところは進んでおるじゃないか。一番危険で、一番そのことは予算のときに要求しておるはずなんだ。危ないから早うやれと。町長は見に来んでしょう。朝の7時半から8時半ごろまで来て、1週間ほど見てみなさい。非常に危険な状況にある。部長級でもいろいろ来て見たか。見ちゃおらんじやろうが。だから、そういうところをよく、議員がそういうことをお願いしておるんだから、崎本君が言いよったように、議員が申し出て、住民の代表として、ここを拡げて

くれと言ったら、入り口が狭いけんできんと言っておいて、できるようになったら、真っ先にそういうことを、申し出た議員に説明せんから、ああいうことになるんだ。それが議員軽視じゃと言うんです。私もそうですよ。そのつもりで、あの付近の住民を代表して、早くやってくださいとお願いしておるのに、遅うなっておるんだ。町長はその点についてどのようにお考えですか。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）町道10号線の歩道等につきましては、当初からそういう認識を持っています。一応設計等の時間をちょっと要したと。一番大きく要したのは、いわゆる県公水との協議でちょっと時間を要しているという状況の中で少し日程的におくれてきたということがございます。非常にご迷惑をおかけするような状況になりますけど、できる限り、もう設計にかかってもらうということで、発注したいと思います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）その設計に出すのが遅いんでしょう。半年もたって、まだ設計に出しておると。予算がついてから。何のことかわからんですよ。それをしっかりしてください。終わり。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第36号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第36号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）。平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、高額医療費支給費の増額に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ841万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,677万2,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）第36号議案、平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。お手元の資料8の平成15年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。資料の2ページの歳出をお願い申し上げます。

歳出の1款医療諸費、2目の医療費支給費の扶助費でございますが、高額医療費支給費の支給件数が当初見込みを上回ることが見込まれるため、841万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1ページをお開きください。1款支払基金交付金の医療費交付金でございますが、高額医療費支給費の増額に伴う支払基金の法定負担額といたしまして538万5,000円を増額するものでございます。2款国庫支出金、医療費負担金でございますが、高額医療費支給費の増額に伴う国の法定負担額として201万9,000円を増額するものでございます。次に、3款県支出金、医療費負担金でございますが、高額医療費支給費の増額に伴う県の法定負担額として50万4,000円を増額するものでございます。4款繰入金、一般会計繰入金でございますが、高額医療費支給費の増額に伴う町の法定負担額として50万6,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ841万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ20億6,677万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、第37号議案、平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第37号議案、平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、平成14年度介護給付費県費負担金の精算に伴う返還金に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ342万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,651万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者からご説明をいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、第37号議案、平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料9、平成15年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。

資料2ページの歳出をお願い申し上げます。歳出の5款諸支出金の23節償還金利子及び割引料でございしますが、平成14年度の介護給付費にかかわる県費負担金及び事務費交付金を精算した結果、交付額が法定交付額よりも342万9,122円ほど多く交付されていたため、この超過交付額を返還することが生じました。したがって、342万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございしますが、1ページをお開きください。4款国庫支出金でございしますが、平成14年度国庫負担金の追加交付金といたしまして342万9,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ342万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ10億6,651万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、発議第9号、「防衛庁を防衛省に昇格させること」の早期実現を求める意見書（案）を議題といたします。案文についてはお手元に配付しておるとおりでございます。提出者から提案理由の説明を求めます。住吉君。

○13番（住吉）外野からいろいろと要望がありますので、意見書の案につきましては朗読等は省略させていただきます。このとおりで、事前に配付していただいております。なぜ、今さらこんなことをやらなければならないかということで、省と防衛庁ではどのように違うのかということについて簡単に説明させていただきます。

防衛庁は主務大臣になっておりません。そういうことで、閣議に請求権を有しないということでございます。閣議をやってくださいというようなことはできないと。緊急時に間に合わないということが1つ。2番目に、予算請求に関する権限がないと。皆さん、まさかと思われるでしょうね。防衛庁の予算は相当あるんだから。だけれども、その予算請求する権限を防衛庁は持っておりません。3番目は、省令を発する権限もないと。要するに、機関の命令をみずから制定し、改廃することができないと。非常にお粗末な状況でございます。それから、ほかにいっぱいありますが、4番目は、名は体をあらわすと申します。現在、イラク等に派遣をせよというようなことをするとか言われておりますけれども、隊員の士気に影響するということでもあります。意見書に書いてありますように、ほかの国では全部、当たり前の国なら皆、省になっておるんだと。

そこで、そのために防衛庁を省に昇格させるための意見書を提出していただくよう、議員の皆さんのご協力をお願いしまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。斎木君。

○6番（斎木）不勉強で申し訳ないが、何でこれが、今の説明を聞きますと、防衛庁が省に昇格しないかという1つの原因を、あなたはよく研究しておられるから、参謀までやられたんだから、そこらをひとつ。なぜ、だれが抵抗して、どういうことでこれが……。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）簡単に説明させていただきます。今からもなぜそんなことをやるんだという質疑も出るかと思いますが、それは大変うれしいことですが、これはやはり国内の情勢で、これは書いておりますけど、意見書に。今の内閣がそういうことについて、

国防に対する意識が薄い、軽く見ておるとというのがわしは一番だと思います。提案者個人としてはね。今まで何遍も提案しておるんですよ。ところが、いろんな反対者もある、それから、近隣の国の厳しい抵抗もあるんですよ。それは、その国の国内の情勢、国益のために反対しておるんですね。日本にそういうものについて、名称だけでもよくなつては困るということで反対しておるんですが、そういうものが怖くて、ようやっていないだろうと思う。わかっておると思うんですね、皆さんにも。今まで何年間もこういうことを放置してきておるのは、私はそういうことだと思うんです、個人的に考えればね。いっぱいありますよ。だから、あんまり長くやると、おしかりを受けるので。これは政府の怠慢なんです。いろんな国内の情勢、いろんなことを乗り切る力がなかったというふうに私は思っております。以上。

○議長（河野）ほかにございませんか。岡田君。

○1番（岡田）私は、この問題、特に自衛隊の問題が中心になろうと思うんですけれども、ここで意見書の最初、1行目ですか、「防衛は、外交・教育と並んで国の骨幹となる重要な施策」とありますけれども、日本は日本国憲法があります。もちろんこれを重視していかなければなりませんけれども、この日本国憲法ですけれども、憲法の三原則というのが、大きく言って、あるんですけれども、いわゆる憲法の骨格、3つの原理と言われておるんですけれども、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重、こういうふうなものから成り立っています。ですから、ここで骨幹と言われる外交、教育、防衛、こういうふうなものではないと思うんです。そして、これは今、自衛隊問題も含めまして、いろいろ論議があるところだと思うので、この憲法をどういうふうに解釈をするのか、ここが1番の論議だと思うので、やはりこういうところから論議をしていかななくてはだめだと思うんですけれども。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）憲法解釈とかそういう問題になると思うんですが、憲法は、私、提案者個人としては、改正しなければ、当たり前国にならんというふうに考えておりますが、今の、私がここに取り上げておる意見書の案で、防衛は外交、教育と並んで国の骨幹であるということ、なぜそれを骨幹というんだ、重要だということを言うんだというふうなお尋ねだろうと思うんですよね。これは、今、地方分権ということが言われておりますが、その中でいつでも言われておるのが、今の骨幹である防衛、それから外交、教育というものはやはり国の骨幹的施策だから、それは国がやって、後のものは地方に分権

しようというところから読んでも、この施策は国の重要な骨幹である施策であるというふうに私は表現しておるんです。これは間違いないというふうに確信を持っております。憲法の問題でどうこうということについては、それは、憲法には問題があります。憲法9条とかいろんなところに。それは今ここで論じても、この問題とは私は離して考えたいというふうに思っております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立によりまして採決を行います。お諮りします。

発議第9号について賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、発議第9号は可決されました。

ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関にを送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で、平成15年第7回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。

午前10時35分 閉会